

第5次総合計画推進施策評価（後期5ヶ年）の結果について

留萌市では、これまで第5次総合計画における基本構想の実現に向けた施策の推進と、より効果的な手段としての事務事業をを選択し、行政サービスの向上や事務事業評価により事務手法の見直しに努めてきたところであります。

第5次総合計画期間の終了に伴い、後期5ヶ年ベースでの目標達成度や施策を取り巻く外的要因等の変化等を分析、検証し、第6次総合計画の実現に向け、より効率的、効果的な事業への見直しにつなげていきます。

なお、評価結果については、同条例に基づき市民に公表します。

■ 留萌市自治基本条例 第4章 都市経営 (進行管理)

第16条 市は、効率的、効果的に行政運営を行い、最適な成果を生み出すため、総合計画による進行管理として、客観的な視点を基本に、市の仕事を評価し、その内容を見直しなければなりません。

2 前項に規定する評価は、常に最善の方法で行い、その結果を市民に公表しなければなりません。

評価の概要

(1) 評価対象

- 第5次総合計画の体系別に分類された**85**施策

(2) 評価方法

- 客観的な視点(=市民と同じものさし)で評価できるような「成果指標」と、それに基づく「達成目標」に対し、市の仕事の進み具合について、次の視点で評価を行います

① 目標達成度評価

後期5ヶ年に係る指標数値結果の推移から、目標値に対する達成度状況や乖離理由についての総括・評価

② 外的要因等分析評価

後期計画策定時と比べ、本施策を取巻く環境・社会情勢・国、道の動きなどの変化を踏まえ、現状と課題

③ 事業最適化評価

第5次計画における総合評価を踏まえ、第6次総合計画(基本計画)の前期方向性実現に向け、引き続き(又は新たに)取り組む事務事業の内容、推進方策等について

※ 成果指標のデータ収集については、毎年5月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出した、満16歳以上の市民1,000名による満足度アンケート及び各部で集計しています。

■ 戦略プログラム(基本計画)と施策の関係(例)

